

平成27年第8回辰野町議会定例会会議録(12日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成27年12月15日 午後2時開議
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名
 - 1番 岩田 清
 - 2番 根橋 俊夫
 - 3番 向山 光
 - 4番 中谷 道文
 - 5番 山寺 はる美
 - 6番 堀内 武男
 - 7番 篠平 良平
 - 8番 小澤 睦美
 - 9番 瀬戸 純
 - 10番 宇治 徳庚
 - 11番 熊谷 久司
 - 12番 垣内 彰
 - 13番 成瀬 恵津子
 - 14番 宮下 敏夫
5. 会議事項
 - 日程第1 議案第1号 辰野町個人番号の利用に関する条例の制定について
 - 議案第2号 辰野町個人番号カードの利用に関する条例の制定について
 - 議案第3号 辰野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
 - 議案第8号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 - 議案第18号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
 - 日程第2 議案第9号 平成27年度辰野町一般会計補正予算(第6号)
 - 議案第13号 平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第14号 平成27年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第17号 辰野町第五次総合計画の変更について
 - 日程第3 請願・陳情についての委員長報告
 - 日程第4 議員提出議案の審議について
 - 発議第1号 労働基準法改定案の撤回を求める意見書の提出について
 - 発議第2号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書の提出について
 - 発議第3号 TPP交渉に関する意見書の提出について

発議第4号 福祉医療費窓口医療化に向けた意見書の提出について

日程第5 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	一ノ瀬 元 広	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
産業振興課長	飯 澤 誠	こども課長	石 川 あけみ
会計管理者	宮 原 修 二	住民税務課長	赤 羽 博
保健福祉課長	守 屋 英 彦	建設水道課長	小 野 耕 一
生涯学習課長	桑 澤 英 明	税務担当課長	伊 藤 公 一
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武 井 庄 治

議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第11番 熊 谷 久 司

議席 第12番 垣 内 彰

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、第8回定例会第15日目の会議は成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第1号、辰野町個人番号の利用に関する条例の制定について。議案第2号、辰野町個人番号カードの利用に関する条例の制定について。議案第3号、辰野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。議案第8号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。議案第18号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について。以上、5議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（根橋）

本定例会初日に当委員会に付託されました、議案第1号、辰野町個人番号の利用に関する条例。議案第2号、辰野町個人番号カードの利用に関する条例。議案第3号、辰野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例。議案第8号、辰野町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての審査結果を報告します。12月10日午前10時15分から総務産業常任委員会室において、委員全員及び担当課長等出席のもと慎重に審査を行いました。以下その概要を報告します。議案第1号、辰野町個人番号の利用に関する条例についてのまず審議結果を報告いたします。本条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）以下「法」と言いますが、第9条第2項に基づく個人番号の利用に関して必要な事項を定める条例です。質疑では1、「条例第1条に規定されている、法第9条第2項に基づく『その他の事務』は具体的にあるのか」との質問に対し、「考えてはいない」との答弁でした。2、「条例第3条に規定する、『地域の特性に応じた施策』とはどのようなものか」との質問に対し、「要保護などの独自の事務を条例で具体的に定めている市町村もあるが、現在は考えていない。加える場合は、その都度条例により定める必要がある」との答弁でした。3、「条例第4条に関して、条例で定めなくても実施できる事務は何か」との質問に対して、「独自の事務を実施する場合はオープンにして、パブリックコメント等の手続きを行い、条例改正か附則により対応したい」との答弁でした。4、「本条例に運用に当たっては、職員のコンプライアンスが課題となる。内部統制をどのように強化するのか。決裁や稟議システムの改革が必要と考えるがどのように対応するのか」との質問に「マイナーポータル制度により町民がチェックできるシステムとなっている。今後上伊那広域連合の企画会議等でマニュアル等について検討をしていく」との答弁でした。5、「職員が情報を漏えいした場合の罰則はどのようなになっているか」との質問に対し、「個人情報保護法の罰則を適用することになる」との答弁でした。6、「町長と教育委員会の関係はどのような関係になるのか」との質問に対し「町長部局内部は連携であり、教育委員会との関係は情報提供という関係になる」との答弁でした。7、「一部事務組合と町長との関係はどうなるのか」との質問に「特に関係はない」との答弁でした。以上の質疑の上、採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。議案第2号、辰野町個人番号カードの利用に関する条例についての審査結果を報告します。本条例は、先ほどと同じ行政手続きにおける特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）以下「法」と言いますが、第18条第1号の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものです。質疑では、1、「利用に関して、コンビニでも利用できるか」との質問に対し「利用できる」との答弁でした。2、「写真を添付して交付を申請することになっているが、年数の経過により人相が変化するがどのように対応するのか」との質問に対し「カードは10年で更新する。ただし、子どもは5年で更新する」との答弁でした。3、「第5条で『個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない』と規定しているが、具体的にどのように対応するのか」との質問に対し「今後マニュアルを作る方向で検討している」との答弁でした。4、「図書館の貸し出し事務は対象にするのか」との質問に対し「実施はしない」との答弁でした。5、「カードの発行までに住基カードの期限が切れる場合が想定されるが、その場合はどう対応するのか」との質問に対して、「1箇月前に通知をしている。もし期限が切れても、住民カードとして使用できるのでその旨、周知をしていく」との答弁でした。以上の質疑の上、採決を行った結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。議案第3号、辰野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についての審査結果を報告します。本条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、辰野町農業委員会の委員、以下「農業委員」と申しますが、及び農地利用最適化推進委員、以下「推進委員」と申しますが、の定数を定めるものがあります。質疑では1、「委員7名、推進委員7名となっているが、欠員となった場合はどのように対応するのか」との質問に、「規則により対応していきたい」との答弁でした。2、「全国一斉に行われるのか」との質問に「市町村の任期の違いにより異なる。当町は、平成28年3月29日で任期が切れるので、同年3月31日まで延長し、同年4月1日から適用となる」との答弁でした。3、「推進委員の役割は何か。農地集約の役割を果たせるのか」との質問に「中間管理機構」が機能をしているが、同機構と契約するには法人格がないと契約ができない。現在『たつの営農』に集約し、法人化を目指している。この体制での推進委員の活動により農地の集約化を進めたい」との答弁でした。4、「現在女性の農業委員は3名であるが、今後女性の選任はどう考えているか」との質問に「農業者以外の農業委員については女性を考えている」との答弁でした。5、「農業委員の法定定数は9人とのことであるが、7人とした根拠は何か」との質問に「推進委員と合計すると14人となり、議会定数とのバランスを考慮した」との答弁でし

た。6、「女性の農業委員、推進委員を増やして、合計で5人位を選任したどうか」との意見に対し「できるだけ増やしたい」との答弁でした。採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。議案第8号、辰野町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についての審査結果を報告いたします。本条例は、平成24年成立した「被用者年金の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）以下「一元化法」と言います。が平成27年10月1日施行されたこと及び一元化法の施行に伴う「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」（昭和31年政令第335号）以下「令」と言います。が施行されたことにより、辰野町消防団員等の公務災害補償の基準を改正するものです。質疑では、1、「条例改正で減額になる人もいるか」との質問に「ありうる」との答弁でした。2、「当町の該当者の人数は」との質問に「3名である」との答弁でした。3、「支給対象者は誰か」との質問に「配偶者と子である」との答弁でした。採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。条例関係4件の審査結果は以上のとおりであります。4件全てについて原案可決くださいますようお願いして、条例関係は終わりたいと思います。次に、公の施設の指定管理者の指定に関する審査報告をいたします。同じく、議会定例会初日に当委員会に付託されました議案第18号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についての審査結果を報告いたします。12月10日午前10時15分から総務産業常任委員会室において委員全員、及び担当課長等出席のもとに慎重に審査を行いました。その概要を報告いたします。本議案は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第6項の規定により辰野町公の施設である「湯にいくセンター」の指定管理者を指定するための議案です。質疑では、1、「指定管理者の候補者選定指針に示されている団体等ヒアリングはというのを実施したのか」との質問に対し「必要により行うことになっているので今回は実施はしていない」との答弁でした。2、「修繕費の負担についてはどのようになっているか」との質問に「50万円以上は町の負担である」との答弁でした。3、「地元雇用者が目まぐるしく変わるがその原因は何か。人事管理上の問題があるのではないか」との質問に「今後調査をしていきたい」との答弁でした。4、「評価集計表の4の収支計画の内容の適正という項目について、評価点が3.5となっているがその概要は」との質問に対し「金融関係者の事前評価は含まれてはいない。委員の評価で普通ということである」との答弁でした。5、「評価集計表の項目及び評価方法については見直しをするべきである。指定管理者候補者選定審議会に利用者の代表を加えるべきである」という意見がありまし

た。採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。以上で条例及び公の施設の指定管理者の指定に関する審査報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号、辰野町個人番号の利用に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第2号、辰野町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第3号、辰野町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第8号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。続い

て、議案第18号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第2、議案第9号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山(3番)

2点についてお伺いしたいと思います。14ページになりますが一般管理事務の使用料、それから工事請負費、備品購入費、関連していると思いますが、電気自動車の導入経過、それからこの経費の内容についてご説明をいただきたいと思います。それから2点目ですが、同じく14ページ、企画事務であります。ふるさと寄付金管理システム構築委託料、これについて、内容についてお伺いしたいと思います。

○住民税務課長

それでは向山議員の1番目の質問にお答えします。まず、電気自動車の導入経過でございます。こちらにつきましては、持続可能なモビリティ社会の実現、喫緊の課題である地球温暖化対策としまして電気自動車の普及に取り組んでおります。日産自動車が自治体を対象としまして電気自動車活用事例創発事業としまして、電気自動車の無償貸与を行うものでございます。対象者ですが、都道府県並びに市町村ということで今回、町の方でこちらを応募したところ貸与が決定したということです。貸与期間ですが、平成27年の11月以降、貸与開始から3年間ということで、今の予定でいきますと平成28年の3月に貸与予定になっております。したがって3月から3年間、無償貸与ということで辰野町に来ます。また、貸与を終了しましたら終了後は最リースか、または買い取りも可ということで返却するのか、買い取るのかそのへんはまた3年後に検討したいと思っております。貸与車両ですが、日産のe-NV200 GXという5人乗りのバンになりまして、これは各県当たり約2台程度の貸与ということになります。一応長野県としましては辰野町に入りますが、そのほかについては、内容については伏されておりますので、どこに入ったのかは、ちょっと確認はできません。費用負担の関係ですけれども、先ほど補正予算にあります中で言いますと、まず需用費の所です。こちらにつきましては、

スタッドレスタイヤとかそういうものの購入になります。役務費の所ですが、自動車損害保険ということで任意保険料が該当します。使用料及び賃借料につきましては充電サービスと使用料ということで、これは借りる場合充電をやらなきゃいけないですけども、それを例えば今ファミリーマートとか、高速道路のサービスエリアにあります、そちらを使用するための年会費等、月々の会費、それから1回につき450円というのもかかっております。その使用になります。工事請負費ですが、こちらの充電設備の工事ということで、今回町の方に充電設備ですね、差込口の工事をするに伴う工事費になります。あと備品購入費ですが、電気自動車のバックモニター付ナビということで、こちらにつきましては、やはりどこに充電場所があるのかと、ちょっと把握できていないという中で、この電気自動車には充電できる設備の表示できるナビを装着しようと考えております。以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

ほかにありませんか。

○まちづくり政策課長

それでは2点目のふるさと寄付金管理システム構築委託料についてご説明申し上げます。「ふるさと辰野寄付金」については昨日、12月14日現在で2,111人から寄付申し出がありまして、金額にして8,673万円の寄付申し出があります。年末を向かえまして駆け込みの寄付金が増えておりまして、その対応、処理等、事務量については増えているのが現状であります。今まで寄付者情報の管理を表計算ソフトのエクセルで管理をしてきましたが、寄付者の増加に伴い限界がきまして、今回専用のシステムの導入をお願いするものであります。このシステムによりまして受領書や礼状、宛名ラベルなどの各種証明書、また帳票の発行が効率化されますし、ふるさと納税のナンバーワンポータルサイト「ふるさとチョイス」という人気の申し込みサイトがあるんですが、そこの自動連携も可能になりまして、寄付者情報が自動的に取り込みとなり、寄付者情報の管理が効率化されるものであります。160万円につきましてはシステムの初期構築費、保守業務、サーバー利用料であります。以上であります。

○議長

ほかにありませんか。

○向山（3番）

電気自動車なんです、今、国のエコカー減税なんか見ていると電気自動車、あるい

はプラグインハイブリッドですね、こういったものに重点がいつていくっていうそういう方向かと思います。そういう意味ではですね、まだ町内に急速の充電設備が数少ないわけでありますから、一般の利用者が利用できるような形も、ぜひ検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第9号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。議案第13号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。議案第14号、平成27年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第14号、平成27年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決

するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。議案第17号、辰野町第五次総合計画の変更についてを議題といたします。ここで、本案に対して岩田議員から、議案第17号、辰野町第五次総合計画の変更についてに対する修正動議が提出され、お手元に配布いたしました。地方自治法第115条の2及び辰野町議会会議規則第16条の規定による賛成者がありますので、議案第17号、辰野町第五次総合計画の変更についてに対する修正動議は成立しました。ここで、修正動議を議題とし、提出者より提案説明を求めます。

○岩田(1番)

それではこの場で修正動議の提案説明を申し上げます。本定例会に上程されました議案第17号でございますけれども、辰野町第五次総合計画の変更についてでございます。平成28年度から町の行政の方向を示す羅針盤となっていくものであります。中身はですね否定するものではなくて、ベーシックな部分で総合計画の構築に賛同しているものがございますけれども、教育の部分におきまして少子化が顕著に進んでいる現在、学校の適正規模、適正配置に関する検討の追加という項目をですね修正動議として提出するものがございます。中身でございますけれども、皆さま方にお配りしたものをいただきたいと思います、別紙を見ていただきたいと思いますけれども、131ページですね。「施策2 教育環境の充実」という所の「現状と課題」ですね、これが従来で「給食を提供していくということが必要です。」とそこで切られているのに敷衍しまして「学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。しかしながら近年、少子化による学校の小規模化が進むなど、望ましい教育を行ううえでの影響が懸念されています。この解決のために保護者や地域住民と共通理解を図りながら、少子化に対応した学校の適正規模、適正配置を検討していくことが必要です。」という文言を挿入したいと思います。それからですね、131ページの「教育環境の充実」という所で図が出ていますけれども、「学校施設の環境整備」「国際感覚の醸成」「安心で安全な給食の提供」いずれも大切なものがございますけれども、その下に4番目で「学校の適正規模・配置の検討」というものを新たに

加えます。更にですね 132 ページをご覧くださいと思いますけれども、主要施策は安心で安全な給食の提供ということまでで3つでしたけれども「学校の適正規模・配置の検討」ということで新たに1項目、「教育的な視点から、少子化に対応した学校の適正規模・適正配置を検討します。」ということを加えます。それから、132 ページの一番下段になりますけれども、重点的な取り組みの中にですね「学校の適正規模・配置を検討する組織の設置」これを加えるものです。以上です。

○議長

ただ今、提案説明のありました議案第17号、辰野町第五次総合計画の変更についてに対する修正動議につきまして、質疑、討論を行います。

○小澤（8番）

質問させていただきたいと思います。先の全員協議会の中でも話題になったんですが、確かあの時に岩田議員は法案化され、検討するべきとしていたと思ったのですが、義務教育学校についてこの中には明記されておられません。適正規模、適正配置について検討する時期が来ている、また義務教育学校についてもその過程で検討されるとの今回の一般質問の中で教育長がお答えになっていたわけですが、そのことから本日の修正案には明記しなかったのか、質問したいと思います。と、言いますのは適正規模、適正配置を検討している各自治体の教育委員会はその先の小中一貫校から、法制化された義務教育学校まで今後、検討していくと思われております。そのことからこの第五次総合計画にも明記されるのが妥当だと思いますけれども、いかがでしょうか。質問いたします。

○岩田（1番）

今の小澤議員の質問はもっともだと思います。しかしですね、これ私当然、記すべきだと私は思ったんですけれども、まだですね、総合教育会議、それから新教育委員会、私もずっと質問してますけれども、これに対して町のですね教育の方の体制がですね、全体的にその法案、それから国の狙いですね、この前、垣内議員が国の戦略を看破してそれを自らの主体的な中で戦術に置き換えていくという形の中でですね、基本的な理解の部分でリテラシーですよ、要するに理解してそれを自分のものにしていくっていうことがちょっとまだ、カオスの状態にあるのかなというのが私の目なんです。で、言われたとおりですね、昨日も清陵中学の合格発表、これはもう80名ですけれども、これ公教育が要するに差別化、しかも地域間の競争になっていきますんで、私は小澤議員の言われたように、それがですね教育環境の整備、そういうことが地域の、地域間競争、人

口問題含めてそういう競争になって若い世代がですねここから、この町をどうしても守っていくためには教育環境を整備しなきゃいけないという面なんですけれども、これ今後ですね、多分間違いなく教育委員会を中心として教育長を中心としてあるいは、最後は町長が教育総合会議の方でしっかりですね、今後方針を示されて、改正するのにやぶさかでないと思いますので、その中でしっかりそのへんを国の狙い、それから私たちの町がどうしなきゃいけないかということを考えていかれると思いますので、この適正配置の中で、今ここだけの問題だと思えますけれども、その中も含めてやっていかれると思いますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

ほかにありませんか。

○宇治（10番）

今の岩田議員の見解が私も同感でありまして、小中一貫というのはあくまで1つの手段ですから、義務教育ももちろん整理統合するとかっていうのも、これは少子化を絡めた適性配置、あるいは学校を、あえて建て直すとか一本にしなきゃいけないということもありませんので、これは配置の中で一貫教育はいくらでもできるというふうに捉えていきますとですね、広い意味でのこれは一貫教育は入っているんだということで、私は理解してこの文言で良いんじゃないかというふうに思います。

○議 長

ほかにありますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第17号、辰野町第五次総合計画の変更についてに対する修正動議を採決いたします。お諮りいたします。本案の採決は、辰野町議会会議規則第78条の規定により起立による表決としたいが、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第17号辰野町第五次総合計画の変更についてに対する修正動議に賛成の議員の起立を求めます。

（起立 13名）

○議 長

起立多数であります。よって議案第17号、辰野町第五次総合計画の変更に対する修正動議は可決されました。次に、議案第17号、辰野町第五次総合計画の変更に対しての修正動議を除く議案第17号、辰野町第五次総合計画の変更についてを議題といたします。質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第17号、辰野町第五次総合計画の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。先ほどの修正動議を除く、議案第17号原案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立 13名)

○議 長

起立多数であります。よって、議案第17号、辰野町第五次総合計画の変更については可決されました。日程第3、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会に付託となりました、陳情第11号、安全保障関連法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情。陳情第12号、T P P参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める陳情。陳情第13号、労働基準法改定案の撤回を求める陳情。陳情第15号、T P P交渉に関する陳情。陳情第16号、T P P交渉大筋合意に関する陳情書。以上、5議案を一括議題といたします。総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より審査結果の報告を求めます。

○総務産業常任委員長（根橋）

それでは本定例会初日に当委員会に付託されました、陳情第11号、安全保障関連法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情。陳情第12号、T P P参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める陳情。陳情第13号、労働基準法改定案の撤回を求める陳情。陳情第15号、T P P交渉に関する陳情、及び陳情第16号、T P P交渉大筋合意に関する陳情についての審査結果を報告いたします。12月10日の午後3時から、総務産業常任委員会室におきまして、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。陳情第11号、安全保障関連法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情についてを報告いたします。審査における意見としましては、1、すでに9月議会で同様の趣旨の意見書を送付してあるので必要はない、採択には反対。2、安全保障関連法

はすでに成立してしまったので今の政府に提出しても意味がない。選挙で覆すしか方法はなく、この陳情の採択には反対。3、今提出することに意味がある。国会の採決については、議事録に明白な記載がなく、成立したということが明確になっていない。憲法違反の法律を放置することはできず、地方自治体として看過できない。このままだと自衛隊員が出動しかねない。採択に賛成する。ということでした。他に意見はなく採決の結果、採択に賛成が1、反対が5となり、不採択とするべきものと決しました。陳情第12号、TPP参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める陳情について報告をいたします。審査における意見は1、陳情趣旨については理解できるが、すでにTPP交渉に参加し、大筋合意されている段階で「TPP参加に反対」と言ってもなじまない。採択には反対である。2、報道によれば大筋合意の内容は国会決議に違反をしている。食糧自給率の低下や農業への打撃が大きく農業に関しては問題が多い。また、ISDS条項はアメリカのいいなりになってしまい不平等である。更に、アメリカから医療における国民皆保険制度や自治体の工事発注における地元企業優先制度等は、不平等などの国家主権無視に繋がる攻撃があり問題である。交渉内容がいまだに公開されていないことも重要な問題であり、採択には賛成である。3、TPPは工業立国の日本では基本的に必要なもので、「参加反対」には反対である。ただし、農業への影響は無視できないのでそれへの対策は必要。という意見でした。採決の結果、採択に賛成1、反対5となり、不採択とすべきものと決しました。陳情第13号、労働基準法改定案の撤回を求める陳情について報告いたします。審査における意見としては1、長時間労働が問題となっており、働く者に寄り添って施策を実施するべきであり採択に賛成する。2、人間にとって体内時計をしっかりと守って働くことが大事であり、うつや過労死などを防止する取り組みが大切である。採択に賛成する。他に反対の意見はなく、全会一致にて採択すべきものと決しました。陳情第15号、TPP交渉に関する陳情について報告いたします。審査では、1、大筋合意というが内容が公表されていないことが問題。国会に報告を求め、国会決議との整合性について審査を求めることに意義がある。採択に賛成である。2、合意がもし、国会決議に反する内容であれば撤回するべきであり、採択に賛成する。3、TPPは必要と考えるので撤回には反対であり、採択には反対である。採決の結果、採択に賛成が4、反対が2となり採択すべきものと決しました。陳情第16号、TPP交渉大筋合意に関する陳情について報告します。審査では、陳情第12号及び陳情第15号と同趣旨の意見のほか1、TPP交渉の内容について報道等によればメリット、デメリット

ト両方あり、慎重に検討する必要がある。特に、農業に関しては影響が多きいことは事実であり、採択には賛成である。ただし、JAも今日までの取り組みについて反省すべき点があり、その点については十分と言えない。しっかりした対応を望みたいとの意見がありました。2、資源を輸入し、加工して輸出することで日本経済は発展をしてきた。その意味でTPPは必要であるが農業部門は遅れている。自助努力も必要であるが、農業への手当が必要なことも理解できるので、採択に賛成である。との意見がありました。他に反対の意見はなく、全会一致にて採択すべきものと決めました。陳情5件の審議結果は以上であります。全議員のご賛同をいただきますようお願いして報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に、討論を行います。はじめに、陳情第11号、安全保障関連法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情について、反対者の発言を求めます。

○瀬戸（9番）

私は委員長報告に反対し、本陳情は採択すべきとの立場から発言いたします。先の9月19日、安全保障関連法は自衛隊法など10本の現行法改正案をまとめた平和安全法制整備法と国際紛争に対処する他国軍を支援する国際平和支援法の2本からなり、平和安全法制関連法2本が成立し、同30日に公布されました。成立当時、菅官房長官の強行採決も「連休過ぎれば国民は忘れる」と国民を馬鹿にしたコメントを覚えていますでしょうか。成立後、この3箇月の間に憲法違反である安保法制を廃止しようと、全国各地で老若男女さまざまな立場の人々がますます廃止の声をあげ、ネット上でも広まっています。野党がみんな揃っての憲法53条に基づいて要求した臨時国会の召集を政府はやろうとせず、まさしく憲法違反です。臨時国会の開催を求める野党の声、そして国民の声に耳を傾けることを全くせず、審議や説明が不十分と言っている8割に上る国民への説明も不十分なまま、法整備が進められています。国民の声に押され、国連平和維持活動などでの危険性が高いとされている任務を追加したい政府は、世論を刺激するような対応は先送りしている現状です。政府は来年3月までに政令で施行日を決めるとしています。そんな中での地方議会としての法に対する態度をはっきりし、陳情者、及び町民の皆さんへ伝えるべきだと考えます。委員長報告に反対する理由のまず第1は、憲法99条で明

記されているように政治に携わる私たち町議会議員は憲法を守り、更に、憲法違反行為を予防し憲法違反行為に抵抗する義務があると考えます。まさしく憲法違反の安全保障関連法を廃止し、憲法を守れと政府に対して言う義務があり、私たち議員に与えられた責務だと考えます。第2に、日本が自衛隊という実力組織を持ちながらも戦争をしない国として信頼を得、国際社会で受け入れられ、経済的発展を遂げられてきたのは平和憲法とその憲法の下、武力によらない安全保障を目指してきたゆえであり、この国で命を紡ぎ、暮らしを築いてきた国民一人ひとりの不断の努力の結果だと考えます。「今、若者は敵がないことこそが無敵、日本国民である以上、おかしいことはおかしい」と声をあげていく。そして子育て中のママさんたち、お母さんたちは「誰の子どもも殺させない。年齢、性別、職業にかかわらず今まで政治に関心がなかった方たちも、憲法を守れ」と国、そして私たち議員にも国民の不断の努力で声をあげています。「安全保障関連法が成立したからと国民の過半数以上の法の決め方には納得がいかない」「日本が戦争のできる国になるのは嫌だ」との声はこの辰野町でも例外ではないことが戦争法を廃止の署名をいただくため訪問をする中、私自身、身をもって「廃止してほしい」の強い思いを感じています。先月11月25日付、「たつの新聞」に辰野南小学校の6年生が修学旅行に千羽鶴を東京大空襲、戦災資料センター等へ届けたとの記事が掲載されていました。児童のコメントには「国会でも安保法とかが進められたけど、僕たちは全員反対、考え直してほしい」とありました。戦争ができる国にしたのは大人たちの責任。子どもたちの未来をどう考えているんだと、私たち大人に訴えているように思えてなりません。地方自治法第99条において、一番身近にある地方議会が地域住民の声を議会の意見として国へ要望、要請をする。私たち議員でしかできないことです。「法制化されたからしょうがない」「次の選挙で決めれば良い」という意見で、この陳情を不採択にするのならば地域住民の声を国へ届ける手段を私たち議員が奪い、放棄し、地域住民の思いをないがしろにする行為だと私は考えます。私は町民に選ばれた議員として、この憲法違反の法律に大きな不安と戦争への道への危機感を持っている地域の皆さんの声を議会として責任を持ち、国へ届けるべきだと考え、安全保障関連法の採決強行に抗議し、法の廃止を求める陳情は採択すべきと考え、委員長報告の不採択には反対します。

○議 長

次に原案に賛成者の発言を求めます。

○小澤（８番）

私は原案に賛成の立場から発言をしたいと思います。本陳情は平成27年9月19日、参議院本会議において安全保障関連法として可決成立した法案であります。今議会に提出された陳情書によりますと、先に成立した法案は憲法違反の法律であるとし、憲法違反の根拠として憲法学者や内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が違憲と談じたからとしていますけれども、違憲か合憲かは最終的には最高裁判所が下すのであって、憲法学者、並びに法制局長官にはその権限はないはずです。したがって現段階で違憲と言うのは間違っていると言わざるを得ませんし、政府の説明が不十分であり、国民の理解が得られていないにも関わらず、採決したことは審議不十分としていますが、衆議院、参議院、両院の委員会等を通じ審議時間は確保され、可決成立されたことから十分な審議を行うことなく、成立したとの指摘は当てはまらないと思います。また、参議院での採決が近づくに当たって、国会議事堂周辺の集会やデモが連日繰り返され、マスコミ等は全てが法案反対の集会、デモのごとく報道しておりましたけれども、その中に法案に賛成の集会やデモも行われていたこと。その他の地域でも子育ての母親たちや20歳前後の若者らが子どもたちに平和な日本を引き継ぐために、そして日本と世界の平和を守るためにこの法案は必要な法案であるとして、集会や街頭に立って法案賛成を訴えていたことを法案成立後のテレビ報道を通じ、知りました。その中で参加者は「戦争を防ぐ平和安全法制支持、日本を守るために安保法制を通すぞ」等、訴えておりました。私はこの安全保障関連法は言われるところの戦争法ではなく、戦争を防ぐ平和安全法制だと思います。私をはじめ、ここにいる皆さん、そして日本人の誰一人として戦争など望んでいないと思います。しかし現在、我が国を取り巻く状況は南シナ海問題に見られるように安全保障環境におけるリスクが高まっており、日本の平和と安全を我が国1国だけで守るのは困難な状況にあります。日本の平和と国民の命、平和な暮らしを守り抜くために安全保障関連法は必要な法律です。したがって、この安全保障関連法の採決強行に抗議し、法の廃止を求める陳情を不採択とした原案に賛成いたします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

○向山（３番）

私は安全保障関連法の採決強行に抗議し、法の廃止を求める陳情書の採択をしない旨の委員長報告に対し、反対の立場から討論に参加いたします。辰野町議会は6月定例会

において「今国会での安全保障関連法案の立法措置を行わないことを求める意見書」を、更に9月定例会においては「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」を採択し、国会と内閣へ意見書を提出しました。しかし、衆議院に続いて参議院でも審議が不十分であるとの国民世論を無視して、採決の強行を行いました。このような重要法案の採決の強行は過去にも何回か繰り返して行われてきています。数の力をもって民主主義だとする採決の強行は行われるべきではありません。特に今回の場合は、過去のそれらと大きく質が異なります。まず、すでに再三にわたり指摘されているように、大多数の憲法学者や歴代の内閣法制局長官、最高裁長官までもが違憲と指摘しており、これらに謙虚に耳を貸すべきであります。野党議員の質問にまともな答弁がなく、形式的な審議時間数だけで審議が打ち切られました。また、中央公聴会を開きながら、それが参議院の特別委員会で報告手続きが行われることなく採決なるものが行われ、議事録が残らない、という憲制史上かつてない異常な状況にあり、更には議事が中断されているうちに委員会の採決が行われたという手続き上の重大な瑕疵があること。そして何よりもこの11の法律の体系が憲法違反であると言われている、そのこと自体がかつてない異例なことだと考えます。これらの状況を踏まえると安保関連法は過去の強行採決のもとに成立したほかの法律とは次元が異なり、しかも今後の我が国の進路を危うくするような重大な問題をはらむ法律であることを、まず指摘しておかなければならないと思います。なぜ、違憲であるのか。そもそも安保関連法は、昨年政府が集団的自衛権の容認という、これまでと180度異なる憲法解釈の変更を一方的に行い、これに基づいた法律です。かつてイラクへの自衛隊派遣において多国籍軍の武装兵士の輸送が行われましたが、これは他国による武装行使と一体化した行動、つまり集団的自衛権の行使であって憲法に違反していると名古屋高裁で判決が出され、これは確定した判例として今日に至っています。つまり、政府は自ら憲法の解釈を変更し、更に裁判でも憲法違反とされている軍事行動、集団的自衛権の行使を法律によって正当化しようとしているのです。このようにして我が国は戦争のできる国へと舵を取り始めました。そして、我が国と国内外の国民への危険性が大きく高まろうとしています。IS（イスラム国）による日本人質惨殺やパリにおけるテロ事件に対し、日本への影響を強く身近に連想、意識したのは私だけではないはずです。「テロを許さない」「償わせる」と首相が力強く言えば言うほど今度はその衣の下に武力の行使が見えているわけですから、他国による軍事行動、それに対する報復、それに巻き込まれていく我が国、と、図式がはっきりと見えてきてしまいます。憲

法違反の法律が成立し、そのことによって国民の生命と財産が脅かされようとしています。これを放置していくわけにはいきません。集団的自衛権を行使できる「存立危機事態」の認定要件について、安倍首相は最後は「総合的に判断する」「私が決める」と答弁してきました。時の政権の判断で、武力行使ができてしまうわけです。ここには権力の行使者としての謙虚さが全くみられません。更に、昨年から施行された特定秘密保護法によって武力行使をするに至った経緯の詳細が「特定秘密」に指定されてしまえば、どうして参戦することになったのか、攻撃が本当にあったのか、どちらが先に撃ったのか、国権の最高機関である国会が知ること、審議することもできなくなる恐れがあります。まさに大政翼賛会化であり、国民がずるずると戦争へ巻き込まれていった戦前と似た状況になろうとしています。去る12日に松本で行われた講演会において、アニメーション映画監督の高畑勲さんは、「日本人は『空気』を読んで行動してしまう。戦争が起きれば、『自分の国に勝ってほしい』という周りの空気を読んで、みんなが協力してしまう。そうなる前に何とかしなければいけない」と語っておられました。また、9日に亡くなられた作家の野坂昭如さんが、その絶筆といえる雑誌の原稿の末尾を「この国に、戦前がひたひたと迫っていることは確かだろう」と結んでいる、と報じられています。我が国は法治国家であり、立憲主義の国です。その基本は、憲法の下に全ての法令が定められ、政府をはじめとする国家権力はこれを守らなければならないというものです。憲法第99条はこう定めています。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と。地方議会の議員もまた、公務員であります。私は、この憲法の定める地方議員としての義務として、憲法違反の法律の廃止を求めるものであります。議員各位におかれても、本件陳情についての委員長報告に反対し、陳情を採択されるよう訴え、私の討論といたします。

○議長

次に原案に賛成者の発言を求めます。

○中谷（4番）

私は委員長報告に賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。そもそも安全保障関連法案の制定については、狙いはご存知のとおり、日本との同盟国や友好的な国が攻撃を受けた時、これが日本の存続あるいは日本を脅かすような場合について、また国民の生命や自由が根底から覆されるような場合、それから我が国の存続が極めて危うくなる場合など3点の例を挙げて、この安保法案の制定については論議をされてき

た経過があります。私ども辰野町の議員としても9月、慎重審議するように強く意見を申し上げた経過があるわけでございます。その中で、先ほどお話のように11月衆参両院で可決をしたとこういうことでもあります。内容については日本の平和と安全に重要な影響を与える事項に至った場合については、後方支援ということで円滑な支援活動ができるようにしたいと。また、もう1点は国際社会の平和と安全のために日本としても応援、貢献する必要が世界的に求められてきていると、こんなような状況からこの法案については可決されたとこんなふうに思っているところでございます。また、今までの経過を見ますと二度と戦争は行わないと、絶対にしないと、こういう約束の中でいろいろと論議をされてきました。1つは世界中の友好国との信頼関係をもっと深めていく必要が日本はあると。2番目は戦争を未然に防止するための隙間のない構造を作って、抑止力により日本国を守っていききたいという強い思い。また、3点目は日本は積極的に国際貢献を行い、信頼されるメンバーとなり、世界に貢献をしていききたいと。また4番目は武力行使の拡大をしないように、歯止めを二重にも三重にもかけ進めるということを条件にして承認されたように私は思っております。これらの観点から見まして法制化の必要は現実にあるなど、こういう判断の下に私は委員長報告のとおり賛成することを提案します。

○議長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

○議長

討論を終結します。陳情第11号、安全保障関連法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情についてを採決いたします。本陳情に反対の意見がありました。辰野町議会会議規則第78条に従い起立による表決にて採決します。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は不採択であります。陳情第11号、安全保障関連法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情について委員長報告に賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9人)

○議長

起立多数であります。よって、陳情第11号 安全保障関連法の採決強行に抗議し法の廃止を求める陳情については、不採択と決しました。

ただ今より、暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後3時20分といたしますの

で時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 15時 5分

再開時間 15時 20分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。陳情第12号、T P P参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める陳情。陳情第15号、T P P交渉に関する陳情。陳情第16号、T P P交渉大筋合意に関する陳情書。以上、陳情3件についてを採決いたします。はじめに、陳情第12号、T P P参加に反対し情報公開と国会審議の徹底を求める陳情についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり不採択と決しました。次に、陳情第15号、T P P交渉に関する陳情についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり採択と決しました。次に、陳情第16号、T P P交渉大筋合意に関する陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり採択と決しました。次に、陳情第13号、労働基準法改定案の撤回を求める陳情についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり採択と決しました。次に、福祉教育常任委員会に付託となりました、陳情第10号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書。陳情第14号、介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情。以上、2議案を一括議題とします。福祉教育常任委員長、堀内武男議員より審査結果の報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（堀内）

それでは定例会初日、当福祉教育常任委員会に付託されました陳情2件について、12月10日、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。陳情第10号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書の採択を求める陳情。当陳情は平成26年度より「就学支援金」制度が改正されたが、授業料の負担軽減策であり、私立と公立の学費の差は大きく保護者の負担は深刻な状態が続いている。また私立高校において教育環境の改善が求められており、経営も厳しい状況である。今年度、中信地区7校に辰野地区より27名の生徒が通学しており、公教育の一翼を担う私学振興のため下記2点の陳情養成をしたいとするものであります。陳情内容は、1、私立学校に通う生徒の保護者負担を軽減するため、保護者への直接補助を行ってほしい。2、就学支援金制度の拡充並びに私学助成の増額をするよう国会及び関係行政庁に対して、意見書を提出して欲しい。とするものです。教育長及び担当課長より、平成26年度の就学支援金制度改定内容及び公立と私立における学費の差の実態、並びに過去に実施されていた辰野町における助成制度についての説明を受け、その後、審査検討を行いました。審査の中で、1、保護者への直接補助は従来どおり財政厳しい折、困難であろう。2、毎年同時期に出されている陳情であり、また南信地区私学からの請願は近年出されていない実態を考慮すべきであるが、私学に通う保護者の学費負担増等は顕著であり請願の趣旨は理解できる。3、就学支援金制度の改訂により授業料負担軽減に繋がっている。4、私学に通う家庭の負担増は顕著であり、学生の受け皿等その任を負っていることを考えると一部採択し意見書を提出すべきである。5、私学の特色により独自性は当然高い学費になるのは必然性であり、それなりの恩典を受けており、保護者の負担増はいたし方ないと判断する。等の意見が出されました。審査の結果、私学の苦しい状況は理解するとし、趣旨採択が妥当5名、一部採択し意見書提出すべきが1名となり趣旨採択と決しました。続きまして陳情第14号、介護労働者の処遇改善及び人員配置

基準の改善を求める陳情。陳情趣旨は超高齢化を迎える中で、介護人材不足が顕著であり、今後介護事業に深刻な影響を来すため、国の責任で人材確保に向けた取り組みを行うとともに、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善、人員配置基準の改善を強力に進めるよう意見書を提出してほしいとするものです。担当課長、職員により平成27年度介護報酬法令の変更及び現状の実態の説明を受けたのち、審査検討を行いました。審査の中で、1、介護報酬が改定され介護要員の賃金は改善されたが、過重労働等の実態は依然厳しい状況であり、人員不足等の課題が多く改善が必要である。2、基本報酬の引き下げにより、介護サービス事業は厳しい経営を強いられており、介護労働者に対する転嫁と介護の質に対する低下が懸念される。等々の意見が出されました。審査の結果、国に対する陳情は必要であると委員全員一致で採択とし、意見書を提出することに決しました。以上、委員会における陳情審査2件の審査結果は以上の通りです。ここに委員会における審議結果を報告し、全議員の賛同をいただきますようお願いするものであります。以上、委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。今、2件の委員長報告がありました。陳情第何号ですか。

○根橋（2番）

10号です。

○議長

はい。

○根橋（2番）

10号に関する今の委員会審査の報告に対する質問を1点申し上げたいと思います。ただ今の審査報告の中で、今回の陳情項目である1番目の私立高校に通う生徒の保護者負担を軽減するために保護者への直接補助を行ってくださいという点、いろんな意見があったようですけれども、趣旨採択ということは、この1番、2番全部含めて趣旨採択ということなんでしょうか。

○議長

ただ今の質問に対し、福祉教育常任委員長の答弁を求めます。

○福祉教育常任委員長（堀内）

先ほど申しましたように、趣旨採択の関係につきましては先ほど一番最初に言いまし

た保護者への直接補助は従来どおり財政が厳しい折なので困難であろうということですので、これは入らないということです。趣旨採択については2番目を含めての私学の助成の増額を求めるという形です。全体的には私学に通う生徒については非常に厳しい状況があるという中でありますので、その意図は理解できるということになります。そんな形で今回趣旨採択ということにさせていただきました。

○議長

よろしいですか。

○根橋（2番）

はい。

○議長

ほかにありますか。

（なし）

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

○根橋（2番）

ただ今の10号の私立高校に対する公費助成をお願いする陳情に関する討論を行いたいと思います。まず、今回委員会の方でとられたこの趣旨採択ということでもあります。この『議員必携』私ども全員がもっております『議員必携』の請願・陳情の審査という項目、章を見ていきますと、これは275ページからになっておるんですけども、結論から言うと、本欄これは請願について書かれているわけなんですけど、陳情も一番最後の方で請願と同様に扱っていく慣例もあるということなので当議会はずっと一貫して陳情も請願に準じた形で審査をしてきたということは、ご案内のとおりであります。この解説によりますと委員会審査については結論は本来、採択すべきものと、不採択にすべきものというふうに区分して委員長が議長に報告をするということになっております。その中に趣旨採択という言葉は一切書いてありません。また、同時に解説の中では今回のように陳情、あるいは請願が数項目の内容からなるときは、その中で別項目として分けられない不離一体のものを除いて、一部採択、例えば4項目のうち2項目については採用するという方法もとることができるという記述になっております。更には審査に時間を要するような場合には、継続審査をするという選択もあるということが記述されております。今回の陳情を検討いたしますと、これは毎年、先ほども報告がありましたように同様な

趣旨の陳情が出ておまして、前期の委員会にも3月までの、昨年12月でしょうかね、毎年このようなが出ているわけですが、今回も同じようなが出ているんですが、その1つ目、項目の1つ目の項目については私は公益上の見地から妥当ではないということで不採択にすべきというふうに考えております。2つ目については私立高校の公費助成は必要性があり、そういった事務は国、及び県が実施するのが妥当というような立場で、これは同意見ですけれども、結論的にはやっぱり町の議会として私学助成増額のために国、県に意見を上げていくことは意義があるだろうというふうに考えて採択すべきだというふうに考えております。ところが今の委員長報告で私の質問に対して回答がありましたけれども、多分これは事務的には陳情者にはこれは趣旨採択という結果が行くんじゃないかと思うんですが、この結論だけ聞きますと全体が趣旨採択というふうに取りれるってということと、それから趣旨採択という言葉自体が先ほど申し上げましたように、これ議会の用語としてはない用語であり、結論的には趣旨は分かるが意見書は出さないという結論になっているわけで、陳情者の一番の趣旨は意見書を出してほしいってというのが陳情になっているわけですから、出さないというなら不採択が私は、そういうふうにするべきだというふうに私は考えているところです。こういった曖昧な趣旨採択ということはやっぱり避けるべきだというのが前期の議会運営委員会においてもいろいろな議論がある中ではやはり採択、不採択、そういった結論を明確にしていくべきではないかというような議論でもありました。よって結論的には今回この全体がよく分からない1番、2番の区分もよく分からないし、それから趣旨採択って曖昧な結論ということにすることは反対であります。したがって今回の陳情にはやはり1項目めを不採択、2つ目については一部採択ということが正しいのではないかっていう意見を申し上げて委員長報告に反対の立場で討論いたしました。以上です。

○議長

ただ今、陳情第10号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について、反対者からの発言がありました。次に原案に賛成者の発言を求めます。

○垣内（12番）

私は福祉教育常任委員会の趣旨採択に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。ただ今、根橋議員は趣旨採択という決定を取るべきではないだろうと、一部採択、あるいは一部不採択、はっきり分けるべきだという内容の発言をされましたが、福祉教育常任委員会において、そういった趣旨採択そのものについての意見というのは出されませ

んでした。私も議運の方の話し合いがどのように進められ、そしてあるいは、議員がどういう状態で理解されていたのかは存知上げませんで、不勉強で申し訳ないんですが、趣旨採択そのものは提出者の意見に寄り添うという意味は持っているだろうと思われま。なので、今回福祉教育常任委員会においては趣旨採択そのものに対する意見というのは皆無であったことをまず第一に訴えたいと思います。さて、そこで一部趣旨採択ということになった経緯ですが、先ほど委員長の報告にあったとおりであります、繰り返しになりますけれども、県が窓口となっている文部省の就学支援金制度が有効に機能しているという現実があって、更に一昨年度ですか、その幅がですね広がったというか、支援金そのものの金額が増額された。所得制限があるのは残っているわけですが、そういったことで評価できる方向に少しずつ助成という面では伸びてきている。そして、2番目に陳情としては一昨年、昨年と一部でありますけれども当議会でも採択しているわけですので、大幅に周りの状況が変わったということではない限り、毎年同じ意見書を提出するのはいかがなものかという委員長の意見には賛成です。更に、当意見書が出された背景を見るにですね、推進協議会7校、中信7校が中心になって進めている推進母体があるわけですが、その7校に通う生徒さんの数というのが辰野町内では27人で、箕輪町では20人というような状態です。私学助成を言うのであれば南信あるいは諏訪地区に進学している、あるいは学んでいる家庭の保護者、あるいは当該地区の学校、PTAそれらの団体が今回の提出された組織、中信地区の推進協議会と歩調を合わせる形で連盟で当議会に要請してくるなら話は別であります、そういった事態はないと。私が承知しているのは諏訪地区の東海大三にあつては、PTAあるいは同窓会が中心になって私学助成を求める運動っていうのを学校独自でやっていると承知しておりますし、伊那西高校においては20年前ぐらいまでは中信地区の推進協と一緒に近隣の市町村に対して私学助成の運動をしていたというような内容と聞いております。現在の伊那西の事務長の話では、最近ではそういった協同步調はとっていないと。あるいは学校としてもあるいは同窓会、PTAとしてもそうした動きもないというのが現状だという話があります。以上のことから今回については趣旨採択が妥当と判断いたします。以上です。

○議 長

他に討論はありませんか。

(な し)

○議 長

討論を終結します。陳情第10号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書についてを採決いたします。本陳情に反対の意見がありました。辰野町議会会議規則第78条に従い起立による表決にて採決します。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、趣旨採択であります。陳情第10号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について委員長報告に賛成の議員の起立を求めます。

(起立 10名)

○議 長

起立多数であります。よって、陳情第10号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書については趣旨採択と決しました。次に、陳情第14号、介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり採択と決しました。日程第4、議員提出議案の審議について。はじめに、発議第1号、労働基準法改定案の撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第1号、労働基準法改定案の撤回を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。続いて、発議第2号、介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書の提出につ

いてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第2号、介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。続いて、発議第3号、TPP交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号 朗読)

○議長

ここで、提出者であります根橋俊夫議員より趣旨説明を求めます。なお、意見書内の字に訂正がある旨、申し出がありましたので、これを許可いたします。

○根橋(2番)

発議第3号の提案についての趣旨説明をいたします。その前に、今議長の方から許可をいただきましたが、1字、字の訂正をお願いしたいと思います。意見書の記の1番をご覧ください。その2行目の保障のしょうという字ですけれどもコザトヘンではなくゴンベンに正しいという、証に訂正をいただきたいと思います。

それでは趣旨説明をさせていただきます。今議会には、TPP交渉に関して3本の陳情が出され、先ほど2つの陳情が採択とされました。採択をされた2つの陳情趣旨を実現をするために、陳情者の趣旨と総務産業常任委員会での議論を踏まえて、議員提案の形で発議をするものであります。さて、TPP交渉については10月5日に大筋合意されましたが、その内容はいまだに国会に報告されず、日本語版全文さえ公表をされて

おりません。したがって、ごく一部の政府関係者以外は、正確には合意内容が分からないという状況であります。報道等により小出しにされている情報だけでも、農業はじめ、医療保険制度、公共事業の発注など地域経済や国民生活に幅広く深刻な影響が出るのではないかとの不安が広がっています。こうしたことから、まず必要なことは大筋合意の内容を明らかにし、国会・国民の議論を保障することです。とりわけ I S D S 条項が発動されれば、国の主権が侵害されるとも言われているだけに合意内容すべてを開示することは議会制民主主義国家として当然のことです。もし、合意内容が衆参農林水産委員会の決議に反するような内容であれば、交渉から撤退するべきです。また、貿易立国としては、農業の産業構造の改革が遅れているため、T P P 大筋合意により大きな打撃を受けると言われております。よって、食糧自給率の向上と将来に向かって農業・農村が継続的な発展ができるように、国において万全の対策を講じることが必要です。以上の理由から、別紙、今、朗読いただきましたように国への意見書の提出を提案いたします。全議員の賛成により議決くださいますようお願いして、趣旨説明といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第 3 号、T P P 交渉に関する意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。次に、発議第 4 号、福祉医療費窓口無料化に向けた意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 4 号 朗読)

○議 長

ここで、提出者であります堀内武男議員より趣旨説明を求めます。

○堀内（6番）

議員発議第4号、福祉医療費窓口無料化に向けた意見書の提出について趣旨説明を行います。我が国の出生率は年々低下し、少子化の進行は人口減に繋がっています。子ども医療費助成の拡充は市町村が少子化対策のため独自に実施しているのが現実です。長野県も知事、議長を先頭に厚生労働省に対し、国に対する医療費助成施度の創設及び国庫負担金の減額措置の廃止について要望しており、辰野町議会は平成27年9月定例議会において、国民健康保険国庫負担金の調整（減額）措置の廃止を求める意見書を国に全員一致で提出いたしました。今回、福祉教育常任委員会は国の動きに鑑み、少子化対策の一助として長野県知事に対し、国庫負担金の減額調整措置が廃止された場合、県として速やかに、福祉医療費の窓口無料化を実施するべく意見書提出を議員発議することに決しました。全議員の賛同をいただき本意見書を提出いたしたく、よろしく可決くださいますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。審議のほど、よろしくお願い致します。以上、趣旨説明といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第4号、福祉医療費窓口無料化に向けた意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。日程第5議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

平成27年度、第8回辰野町議会定例会におきまして、ご提案いたしました19件の議案に対しまして慎重審議をいただき、まことにありがとうございました。今回、辰野町第五次総合計画の変更がなされ、後半の5年間の道しるべとして推進してまいりたいと、こんなふうに思います。人口減少、少子高齢社会にあつての町のあり方、住民の安全安心を守る上での優先度などをお聞きしながら検討し、準備を進めてまいります。先日、全国大会に出場する辰野中学校のマーチングバンドの演奏を、満員の聴衆とともに拝見いたしました。よくここまで頑張ったなあと驚嘆するとともに、支えてくださる人々、心から応援する人々の姿に自慢できるまちづくりの一端を見たような気がいたします。頑張ってもらいたいと思います。師走も半ばを向かえ、なにかと気忙しい日々が続いて、お過ぎのことと思います。健康にご留意され、よい年をお迎えできますよう心よりご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして12月1日に開会いたしました平成27年第8回辰野町議会定例会を閉会といたします。15日間にわたる長丁場、大変ご苦勞さまでした。

10. 閉会の時期

12月15日 午後 4時 7分 閉会

この議事録は、議会事務局長 武井庄治、庶務係長 菅沼由紀の記録したものであつて、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 11番

署名議員 12番